

船舶事故調査報告書

平成25年5月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成25年2月10日（日） 14時20分ごろ
発生場所	長崎県西海市江ノ島南方沖亀瀬 西海市所在の丸田港南防波堤灯台から真方位197° 2,000m 付近 (概位 北緯32° 59.0′ 東経129° 20.8′)
事故調査の経過	平成25年2月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート 泰山丸、5.9トン 292-44954長崎、株式会社本山建設 12.50m×2.79m×0.92m、FRP ディーゼル機関、279.49kW、平成12年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 65歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年1月30日 免許証交付日 平成23年12月6日 (平成29年1月29日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	プロペラ軸の曲損、プロペラ翼の曲損及び欠損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、平成25年2月10日14時00分ごろ、西海市平島東方沖での遊漁を終え、長崎県佐世保市ハウステンボス町の係船場所に向けて帰途についた。 本船は、船長が、GPSプロッターの画面に残った係船場所から平島東方沖の遊漁場所までの航跡上を戻るように操船し、江ノ島南方沖を約22ノットの速力で東進中、14時20分ごろ、船体に衝撃を受け、本船が、江ノ島南方沖の亀瀬に乗り揚げた。 本船は、プロペラ翼等を損傷したことから航行不能となり、海上保安庁へ通報し、来援した巡視艇により佐世保市佐世保港までえい航された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 干潮時（大潮）

<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.1mであった。</p> <p>船長は、本事故発生海域への航行は何度も経験しており、航行経路に亀瀬があることを知っていたものの、干潮時の水深の調査を行ったことはなかったが、日頃から同瀬付近を航行していたので、乗り揚げることはないと思っていた。</p> <p>船長は、GPSプロッター画面の航跡を見ながら航行していたが、画面上に等深線は表示されていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、江ノ島南方沖を東進中、船長が、亀瀬の存在を知っていたが、日頃から同瀬付近を航行していたので、干潮時の水深の調査を行わずに航行したことから、同瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、江ノ島南方沖を東進中、船長が、亀瀬の存在を知っていたが、日頃から同瀬付近を航行していたので、干潮時の水深の調査を行わずに航行したため、同瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浅所が存在する場所では、水深の確認を行い、できる限り瀬を避けて航行すること。